

青森市統合型校務支援システム構築・運用業務

公募型プロポーザル実施要領

平成30年6月

青森市教育委員会

1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式により、青森市統合型校務支援システム構築・運用業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を特定する手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の目的

学籍・出欠・成績等を管理する機能やグループウェアなどを統合した校務支援システムを導入し、教職員の校務の効率化及び事務作業の軽減を図ることを目的とする。このことにより、教職員の多忙化・多忙感を解消し、ひいては児童生徒と向き合う時間の確保及び教育の質の向上を図る。

3 業務の概要

(1) 業務の名称

青森市統合型校務支援システム構築・運用業務

(2) 業務の内容

別紙「青森市統合型校務支援システム構築・運用業務仕様書」のとおり

(3) 業務実施期間

構築期間：契約締結日から平成30年12月31日まで

運用期間：平成31年1月1日から60ヶ月

(平成31年1月1日から仮稼働、平成31年4月1日から本格稼働とし、機器賃貸借等の運用に係る経費は平成31年1月1日から生じるものとする。)

(4) 提案上限額

312,528,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

〔 (内訳) 構築事業費： 37,843,000円
運用事業費： 274,685,000円（60ヶ月間） 〕

- ① この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約締結時の予定価格ではないことに留意すること。
- ② 上記提案上限額を超えた提案は無効とする。なお、構築事業費、運用事業費それぞれについて上記提案上限額を超えないこと。
- ③ 見積額の積算に当たっては、消費税等については公告日時点の税率により算出すること。
- ④ 見積額については、構築事業費及び運用事業費それぞれについて積算し提示すること。
- ⑤ 運用事業費については、運用期間内の60ヶ月間の月割りで支払うものとする。

4 参加資格要件

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加する者は、次の要件の全てを満たす者でなければならない。

- ① 青森市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ③ 参加申込みの日において、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- ④ 参加表明書の提出期限から受託者確定の日までの期間、青森市競争入札参加資格業者指名停止要領（平成 17 年 4 月 1 日実施）の規定による停止措置を受けていない者であること。
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でない者であること。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑦ 青森市暴力団排除条例（平成 23 年青森市条例第 33 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。
- ⑧ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク又は ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。

5 プロポーザルへの参加表明

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、「参加表明書」（様式第 1 号）を提出すること。

(2) 提出期限

平成 30 年 6 月 29 日（金） 12 時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期限まで必着）

(4) 提出先

〒030-0801 青森市新町一丁目 3 番 7 号

青森市教育委員会事務局総務課（青森市役所駅前庁舎 3 階）

6 スケジュール

項目	日程
公告	平成 30 年 6 月 11 日（月）
質問の受付期限	平成 30 年 6 月 19 日（火） 12 時まで
質問に対する回答期限	平成 30 年 6 月 26 日（火） 17 時まで
参加表明受付期限	平成 30 年 6 月 29 日（金） 12 時まで
企画提案書の提出期限	平成 30 年 7 月 12 日（木） 12 時まで
一次審査（書類審査）	平成 30 年 7 月 18 日（水）
一次審査結果通知	平成 30 年 7 月 19 日（木）
二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	平成 30 年 7 月 30 日（月）
二次審査結果通知	平成 30 年 7 月 31 日（火）

7 企画提案書等

提案書類は、各 1 4 部（正本 1 部、副本 1 3 部）提出すること。また、電子データを CD-R に保存して 1 部提出すること。なお、電子データのファイル形式は、PDF 形式又は MS-Office 形式とする。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

・企画提案書は別添「企画提案書作成要領」の内容を参照し、作成すること。

②機能要件確認表（別表）

・別添「機能要件確認表」に掲げる各要件に対する提案内容の対応状況及び方法について、該当する欄に「○」を記載すること。

・提出する電子データの形式は Excel 形式とすること。

③提案見積書（様式第 2 号）

・見積書は、本要領「3（4）提案上限額」の記載内容を参照し、作成すること。

(2) 受付期間

企画提案書類の提出期間は、平成 3 0 年 7 月 1 2 日（木）1 2 時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期限まで必着）

(4) 提出先

〒030-0801 青森市新町一丁目 3 番 7 号

青森市教育委員会事務局総務課（青森市役所駅前庁舎 3 階）

8 質疑応答

本プロポーザルに関する質問は、「質問書」（様式第 3 号）に記入のうえ、電子メールに添付して行うこと。ただし、審査及び評価に関する質問は受け付けない。また、下記方法によらない質問には応じない。

(1) 電子メール送信先

青森市教育委員会事務局総務課 校務支援システムプロポーザル担当宛

メールアドレス：kyoiku-somu@city.aomori.aomori.jp

(2) 送信件名

「【(提案者名)】校務支援システムに関する質疑」

日に複数件送信する場合などは、件名末尾に番号を付すなど、複数の送信であることが容易に確認できるような工夫をすること。

(3) 質問受付期間

平成 3 0 年 6 月 1 1 日（月）から 6 月 1 9 日（火）1 2 時まで

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 3 0 年 6 月 2 6 日（火）1 7 時までに質問者及び参加登録申込者全員に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へのみ回答する。

9 選定方法等

「青森市統合型校務支援システム構築・運用業務公募型プロポーザル審査要項」による。

1 0 参加辞退

本プロポーザルへの参加表明後に参加を辞退する場合は、平成30年7月12日(木)までに、「参加辞退届」(様式第4号)を提出すること。

1 1 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とし、提案内容は無効とする。

- (1) 参加資格を有しないものが企画提案書等を提出した場合
- (2) 本市が定める提出書類等を期限までに提出しなかった場合
- (3) 上記「4 参加資格要件」を満たさないこととなった場合
- (4) 提出された企画提案書等の書類に、記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 企画提案書等の内容が仕様書に示している必須要件を満たしていない場合
- (7) 本プロポーザルの審査又は本業務の契約等に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められた場合

1 2 その他

- (1) 企画提案書の作成など、本プロポーザルへの参加に伴い要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出後の内容変更、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 審査の経緯及び内容に関する問合せには応じない。
- (5) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。